平成２９年（フ）第３６４３号
東京都江戸川区東小岩４丁目21―２
債務者　長坂　比奈（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６４６号
東京都練馬区上石神井４丁目10―３―102
債務者　小幡香寿美
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６５４号
東京都足立区綾瀬５丁目17―19―202
債務者　土屋　敏子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６６０号
東京都世田谷区千歳台２丁目29―23―302
債務者　増田真一郎
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６６３号
東京都葛飾区新小岩１丁目16―17―206
債務者　川島　正樹
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７７号
東京都杉並区西荻北５丁目18―８―３
債務者　中谷　慎一
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６９２号
東京都台東区北上野２丁目10―６―301
債務者　宋　　創一
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６９６号
東京都世田谷区東玉川２丁目14―６
債務者　白木きみ子
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７２１号
東京都調布市深大寺東町７丁目28―２―103
債務者　伊集　厚子（旧姓舟山）
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１５１号
福岡市博多区比恵町７番27―304号
破産者　株式会社アイ・ピー・エス
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６１２号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘１丁目13番地
破産者　有限会社ヒサモリフーズ
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０００号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1013番地１
破産者　株式会社ユーキ
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５５１号
仙台市宮城野区蒲生字原屋敷61番地、従前の本店所在地仙台市宮城野区福田町南２丁目４番15号
破産者　イーストジャパンテクノ有限会社
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目23番７号
破産者　株式会社きよ吉
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５８号
福岡県柳川市中町38番地１
破産者　株式会社ＭＨコーポレーション
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
栃木県真岡市台町4164番地９、前住所栃木県真岡市並木町３丁目18番地２
破産者　小崎　　治
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３０２号
石川県かほく市白尾ニ９番地１
破産者　株式会社サカイ
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６号
石川県白山市吉野春25番地
破産者　有限会社工芸の里よしの
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部